

屋久島町農業委員会総会議事録

- 開催日時 平成31年1月25日（金）午前9時30分から
- 開催場所 尾之間支所 3階 第3委員会室

3. 出席委員（20人）

会長	1番	鎌田	秀久	君
農業委員	2番	牧	優作郎	君
	4番	西橋	豊啓	君
	5番	平田	耕作	君
	6番	岩川	原造	君
	7番	内田	政人	君
	8番	黒葛原	洋子	君
	9番	安藤	清浩	君
	10番	亀割	義一	君
	11番	大角	千名美	君
推進委員	13番	上山	竜太	君
	14番	神宮司	守昭	君
	◎	田中	三九雄	君
	◎	白川	満秀	君
	◎	浜田	芳郎	君
	◎	楠	忠久	君
	◎	日高	晋作	君
	◎	大堀	裕介	君
	◎	川崎	太一	君
	◎	渡邊	浩	君

4. 欠席委員（3人）

欠席者	3番	牧	潤三	君
	12番	岩川	亜希子	君
	◎	備	邦雄	君

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
報告第13号 耕作放棄地についての農地・非農地判断について
- 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第35号 農用地利用集積計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鶴田	洋治
係長	川東	卓磨
主事	岩川	篤也
相談員	西田	博隆

7, 概要
事務局

おはようございます。

ただ今より平成 30 年度第 10 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。
本日の農業委員会憲章朗 13 番委員の上山竜太委員にお願い致します。

憲章朗唱（13 番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

おはようございます。改めまして皆様あけましておめでとうございます。新しい年を迎えて、私共の 3 年間の任期がちょうど折り返しに至った事となります。今年は新庁舎が完成するということで、事務局も大変ですが大移動をする予定となっております。また、私達の計画の中でも、今年は秋口に熊毛地区の農地利用最適化推進会議、いわゆる熊毛地区研修会を屋久島で予定されていることとなります。これから、いよいよ私達が最適化推進活動に実績を示すということが求められる一年になろうことが予想されます。皆さんの積極的な活動をお願いをして、私のあいさつに代えさせて頂きます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 7 番委員、8 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 12 号。農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について事務局からの説明をお願いします。

事務局

報告第 12 号。農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について次のとおり合意解約の通知があつたので報告します。

整理番号 8 番。権利の種類：使用貸借権。契約内容：農地法第 3 条。貸借人 [REDACTED] 、貸人 [REDACTED] 。土地の所在：[REDACTED] 、畠、3,102 m²。貸借期間：平成 25 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日までの 10 年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日・貸借の合意解約の合意が成立した日・貸借の合意による解約をする日：平成 31 年 1 月 8 日。土地の引き渡し時期：平成 31 年 1 月 31 日です。

会長

整理番号 12 番で合意解約の案件ですが、皆さん方からあえてご質問等ございますか。

（「ありません。」の声あり）

報告案件ですので、このようにお知りおきください。

続きまして報告第 13 号。耕作放棄地についての農地・非農地判断について事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第 13 号。耕作放棄地についての農地・非農地判断について、次のとおり非農地判断を行いましたので報告をいたします。

調査集落名：楠川地区、調査年月日：平成 30 年 12 月 19 日、調査者：牧優作郎委員、岩川主事、西田農地相談員 で調査を行いました。調査した筆数は 262 筆 (144,404 m²) あり、そのうち非農地として判断したのが 44 筆 (14,715 m²) となります。詳細については資料をお目通しください。

調査集落名：楠川地区、調査年月日：平成 30 年 12 月 19 日、調査者：牧優作郎委員、岩川主事、西田農地相談員 で調査を行いました。調査した筆数は 113 筆 (79,303 m²) あり、そのうち非農地として判断したのが 1 筆 (2,635 m²) となります。詳細については資料をお目通しください。

会長

以上、報告といたします。

ただ今の報告案件の中で、皆様方から何かご質問がございますか？

6 番委員

楠川地区の無断転用の 84 筆については、どのような内容ですか

農地相談員

殆どが住宅地です。

会長

家が建っているという事ですが、20年が経過しているようなところであれば皆様の方で積極的に非農地証明を出させるなどして農地から除外をするようにお願いいたします。20年が経過していない比較的新しい場所については、始末書付きの転用申請を上げさせるなどして農地の無断転用状態を極力解消していきたいと思っています。

ただ、許可を受けているかもしれない場所もあり、合併前の北部の転用データなどは残っていないですので、分からぬという状態です。

ですので、皆様から見て明らかに20年以上経過しているような場所については、積極的に非農地証明で無断転用状態を解消していくようにお願いいたします。

皆さん方から他に何かご質問がございますか。

(「ありません。」の声あり)

それでは、そのようにご理解ください。

続きまして議案第34号。農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第34号。農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があつたので議決を求める。

整理番号29番と30番は関連があるので一括で説明いたします。

整理番号29番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人

[REDACTED]、譲渡人[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]、畠、583m²。利用状況：畠。営農計画及び耕作期間：たんかん・自家用野菜が1月から12月です。事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積：所有面積が314m²。申請人の経験年数：5年。農機具等の保有状況：刈払機・1、動噴・1、耕耘機・1です。

非耕作地はございません。周辺地域との関係について：『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落等の共同作業に全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号30番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。申請人：借人[REDACTED]、貸人[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]、畠、3,102m²。利用状況：畠。以下、整理番号29番と同様です。

今回の申請は整理番号29番及び30番の申請で農地の下限面積を満たし、新規就農を図ろうとするものです。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断いたします。以上です。

会長

整理番号29番と30番について担当委員のご意見をお願いいたします。

13番委員

受人の方はずっと[REDACTED]でお仕事をされておりましたが、退職をされてこちらに戻られてきたという事でした。整理番号29番の土地につきましては受人のお兄さんの土地になります。これからは受人の方が耕作をされるという事と、整理番号30番の方はこれまで受人のお兄さんが耕作されていたものを今後は受人の方が借りて耕作を行っていくという事でした。現在、[REDACTED]の前に無人市がありますが、こちらの方で野菜等の販売を行っているようです。それから整理番号30番の土地ですが、写真で見ますと山林状態になっていますが、現地に行くとタンカンが植わっています。電気柵で覆われていてきちんと管理がされています。こちらに戻られてからは農業の方はお兄さんと一緒にされているという事で、ほとんど受人の方がメインでされているようで、今回の申請に至ったそうです。畠の方もしっかりと

	と管理をされていますので特に問題はないと思います。以上です。
会長	整理番号 29 番と 30 番について皆さん方からのご質問をお受けいたします。ご意見等ございませんか。 (「ありません」の声あり)
	それでは、整理番号 29 番及び 30 番については許可することにご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり) 整理番号 29 番と 30 番は許可することに決定いたします。
	続きまして議案 35 号。農用地利用集積計画について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 35 号、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求めます。 整理番号 24 番、権利種類：所有権移転、契約内容：売買、申請人 [REDACTED] [REDACTED]、譲渡人 [REDACTED] [REDACTED]、土地の所在：[REDACTED] [REDACTED]、現況地目：3 筆とも畑、面積：3 筆合計 6,127 m ² 、全て農用地区域内農地です。内容：馬鈴薯、移転時期：平成 31 年 2 月 15 日、対価 [REDACTED] 円、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等：主な経営作物：馬鈴薯・水稻、経営面積：所有地：6,127 m ² 、従事日数：300 日、農機具等保有状況：トラクター 1 台、管理機 1 台、馬鈴薯収穫機 1 台、農薬散布機 2 台、草刈機 1 台、以上です。
会長	整理番号 24 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
11 番委員	受人は会社勤めをしておりましたが、農業をやりたいという事で新規就農で頑張っております。小島地区は農業が好きな方が多くて、農地面積が非常に少ないという事もありまして、ありがたい条件で譲り渡してもらえるという事で本人も喜んでおります。これからも農業を頑張っていかれると思います。最近は病気で農業が出来ない方の面倒を見たり、なつかつ自分の仕事も山積しているにも関わらず夜遅くまで頑張って農作業をしているところを見ると、生産性を高めて頑張ってもらいたいひとりですので、よろしくご審議ください。
会長	整理番号 24 番について皆さん方からご意見ご質問いただきます。 (「ありません。」の声あり)
	皆さん方からご質問なければ、整理番号 24 番について計画を認めるご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり) 整理番号 24 番は認めるごとに決定いたします。

事務局

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第10回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（10時57分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

7番

8番

平成31年1月25日

屋久島町農業委員会会长 鎌田秀久